

土木部優良下請企業表彰事務取扱試行要領

福 島 県 土 木 部

土木部優良下請企業表彰事務取扱試行要領

（目 的）

第1条 この要領は、土木部における土木、建築及び設備工事のうち、成績優秀な工事（以下「優良工事」という。）に貢献した優良下請企業のうち専門工事業者の表彰事務に関する必要な事項を定め、もって専門工事業者の士気向上と専門技術の維持、発展に寄与することを目的とする。

（表彰の対象企業）

第2条 表彰の対象とするのは、福島県優良建設工事表彰を受賞した元請企業（以下「元請企業」という。）と下請契約を締結し当該工事を施工した下請企業、若しくはその下請企業と更に下請契約を締結し当該工事を施工した下請企業で、その功績が特に顕著であり、次の各号に該当する者であることとする。

- （1）建設業法に定める専門工事（27業種）の建設業許可を受けた建設業者（但し、建設業許可業種のうち土木一式工事、建築一式工事の許可を受けている業者は、対象としない。）であり、下請契約金額が500万円以上の一次下請者であることを基本とする。なお、特に優秀で選定に値すると認められる場合は二次下請者、三次下請者についても対象とする。
- （2）下請けた工事の70%以上を当該下請企業が直接施工していること。
- （3）表彰する年度の前々年度以降に建設業法や独占禁止法、その他の法令に違反し行政処分若しくはそれに準ずる行政指導を受けた建設業者でないこと。
- （4）福島県工事等有資格者名簿に登載のある建設業者にあつては、「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和3年8月24日総務部長通知）」に定める次に該当する建設業者でないこと。
 - ア 表彰する年度の前年度または表彰する年度の表彰決定日までに、2週間以上の入札参加資格制限措置を受けた者（表彰決定日とは受賞者決定伺いの決裁日をいう。）
 - イ 表彰する年度の前々年度に、2週間を超える入札参加資格制限措置を受けた者
- （5）県内に本店を有する建設業者であること。

（表彰企業の推薦）

第3条 土木部出先機関の長等は、福島県優良建設工事表彰後に元請企業に対し、第2条に該当する優良下請企業の推薦の有無を確認するものとする。

- 2 元請企業は、推薦する下請企業について、別紙下請推薦書により契約権者に推薦するものとする。

- 3 土木部出先機関の長等は、下請推薦書により審査し、当該下請企業が表彰の推薦に値すると認められる場合は、下請審査書を作成し、土木部長あて提出するものとする。なお、土木部出先機関の長等において特に優秀と認められる場合においては、元請者の確認のもと自ら推薦できるものとする。
- 4 推薦する下請企業数は、優良建設工事1件に対し1社を基本とする。
- 5 下請企業推薦にあたっては、次の要件を満足していることを基本とする。
 - ア 元請・下請関係が適正であること。（福島県元請・下請関係適正化指導要綱参照）
 - イ 下請者の貢献度が明確であること。
 - ウ 品質の確保及び向上に貢献したと認められること。
 - エ 優れた現場管理と施工技術を発揮していること。
 - オ その他必要と認められる事項を満足していること。

（表彰審査委員会）

第4条 福島県優良土木・建築工事表彰事務取扱要領第5条に準ずるものとする。

（委員会の審査）

第5条 委員会は、第3条の規定により推薦された下請企業について、審査を行い、表彰に値する優良下請企業を選定するものとする。

- 2 審査は、福島県優良建設工事表彰後に、下請審査書により行うものとする。

（表 彰）

第6条 土木部長は、委員会において選定された下請企業から表彰する企業を決定し、その旨を当該建設事務所に通知するものとする。

- 2 当該建設事務所長は被表彰者となった下請企業に、賞状と副賞を授与するものとする。

- 3 表彰は、優良下請企業の決定後、速やかに行うものとする。

（表彰の除外及び表彰の効力失効）

第7条 表彰する年度において、表彰決定日までに、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に定める入札参加資格制限に該当する重大な事故等を発生させた下請企業は、表彰から除外するものとする。

また、表彰決定日までに発生させた事故等で表彰決定日後に、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に定める入札参加資格制限を受けた下請企業は表彰の効力を失効する。

なお、出先機関の長等は、推薦した下請企業が推薦から表彰決定日までに、現場内事故等を起こした場合は、速やかに技術管理課へ報告するものとする。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 0 日より適用する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。

この要領は、令和 5 年 1 2 月 6 日より適用する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日より適用する。